

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 無線局の免許等</p> <p>  第一節 無線局の免許（<u>第四条―第二十七条の十七</u>）</p> <p>  第二節 無線局の登録（<u>第二十七条の十八―第二十七条の二十四</u>）</p> <p>  第三節 無線局の開設に関するあつせん等（<u>第二十七条の二十五・第二十七条の三十六</u>）</p> <p>第三章 無線設備（第二十八条―第三十八条の二）</p> <p>第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明等</p> <p>  第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証（<u>第三十八条の二の二―第三十八条の三十二</u>）</p> <p>  第二節 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認（<u>第三十八条の三十三―第三十八条の三十八</u>）</p> <p>第四章 無線従事者（第三十九条―第五十一条）</p> <p>第五章 運用</p> <p>  第一節 通則（第五十二条―第六十一条）</p> <p>  第二節 海岸局等の運用（第六十二条―第七十条）</p> <p>  第三節 航空局等の運用（第七十条の二―第七十条の六）</p> <p>  第四節 無線局の運用の特例（第七十条の七―第七十条の九）</p> <p>第六章 監督（第七十一条―第八十二条）</p> <p>第七章 異議申立て及び訴訟（第八十三条―第九十九条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 （同上）</p> <p>第二章 （同上）</p> <p>  第一節 無線局の免許（<u>第四条―第二十七条の十七</u>）</p> <p>  第二節 （同上）</p> <p>  第三節 （同上）</p> <p>第三章 （同上）</p> <p>第三章の二 （同上）</p> <p>  第一節 （同上）</p> <p>  第二節 （同上）</p> <p>第四章 （同上）</p> <p>第五章 （同上）</p> <p>  第一節 （同上）</p> <p>  第二節 （同上）</p> <p>  第三節 （同上）</p> <p>  第四節 （同上）</p> <p>第六章 （同上）</p> <p>第七章 （同上）</p>

第七章の二 電波監理審議会（第九十九条の二―第九十九条の十  
四）

第八章 雑則（第百条―第百四条の五）

第九章 罰則（第百五条―第百十六条）

附則

（欠格事由）

第五条（略）

2（略）

3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

一 この法律又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）若しくは第五項（第五号を除く。）の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第二十七条の十五第一項若しくは第二項（第三号を除く。）又は第二十七条の十七の八第一項（第四号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

四 第七十六条第六項（第三号を除く。）の規定により第二十七条の十八第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

第七章の二（同上）

第八章（同上）

第九章（同上）

附則

（欠格事由）

第五条（同上）

2（同上）

3（同上）

一（同上）

二（同上）

三 第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

四（同上）

4 (略)

5 (略)

6 第二十七条の十七の五第一項の認定を受けた者であつて第二十七条の十七の二第一項に規定する入札開設指針に定める納付の期限までに同条第二項第九号に規定する落札金を納めていないものには、当該落札金が納付されるまでの間、同条第一項に規定する入札対象基地局の免許を与えないことができる。

(無線局に関する情報の公表等)

第二十五条 (略)

2 前項の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる混信若しくはふくそうに関する調査又は終了促進措置(第二十七条の十二第二項第五号に規定する特定基地局開設者による終了促進措置又は第二十七条の十七の二第二項第五号に規定する入札対象基地局開設者による終了促進措置をいう。

以下この項及び次項並びに第百十六条第八号において同じ。)を行おうとする者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。

3 (略)

(周波数割当計画)

第二十六条 (略)

4 (同上)

5 (同上)

6 第二十七条の十七の五第一項の認定を受けた者であつて第二十七条の十七の二第一項に規定する入札開設指針に定める納付の期限までに同条第二項第九号に規定する落札金を納めていないものには、当該落札金が納付されるまでの間、同条第一項に規定する入札対象基地局の免許を与えないことができる。

(無線局に関する情報の公表等)

第二十五条 (同上)

2 前項の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる混信若しくはふくそうに関する調査又は第二十七条の十二第二項第五号に規定する終了促進措置を行おうとする者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。

以下この項及び次項並びに第百十六条第八号において同じ。)を行おうとする者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。

3 (同上)

(周波数割当計画)

第二十六条 (同上)

2 周波数割当計画には、割当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 無線局の行う無線通信の態様

二 無線局の目的

三 周波数の使用の期限その他の周波数の使用に関する条件

四 第二十七条の十三第四項又は第二十七条の十七の五第一項の規定により指定された周波数であるときは、その旨

五 放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別

イ 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数

ロ イに掲げる周波数以外のもの

(特定基地局の開設指針)

第二十七条の十二 総務大臣は、陸上に開設する移動しない無線局であつて、次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、同一の者により相当数開設されることが必要であり、かつ、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められるもの（第二十七条の十七の二第一項に規定する入札対象基地局を除く。）以下「特定基地局」という。

）について、特定基地局の開設に関する指針（以下「開設指針」という。）を定めることができる。

一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）の移動範囲における当該電

2 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 第二十七条の十三第四項の規定により指定された周波数であるときは、その旨

五 (同上)

(特定基地局の開設指針)

第二十七条の十二 総務大臣は、陸上に開設する移動しない無線局であつて、次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、同一の者により相当数開設されることが必要であるもののうち、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められるもの（以下「特定基地局」という。）について、特定基地局の開設に関する指針（以下「開設指針」という。）を定めることができる。

一 (同上)

気通信業務のための無線通信

- 一 移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域（放送法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。次条第二項第三号において同じ。）における当該移動受信用地上基幹放送の受信
- 二 開設指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項
  - 一 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項（現にその周波数の全部又は一部を当該特定基地局以外の無線局が使用している場合であつて、その周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているときは、その周波数及びその期限の満了の日を含む。）
  - 三 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項
  - 四 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項
  - 五 第二号括弧書に規定する場合において、同号括弧書に規定する日以前に当該特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、当該周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を同日前に終了させるために当該特定基地局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置（次条第二項第九号において「特定基地局開設者による終了促進措置」という。）に関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、当該特定基地局の円滑な開設の

- 一 （同上）
- 二 （同上）
  - 一 （同上）
  - 一 （同上）
  - 三 （同上）
  - 四 （同上）
  - 五 第二号括弧書に規定する場合において、同号括弧書に規定する日以前に当該特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、当該周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を同日前に終了させるために当該特定基地局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置（次条第二項第九号及び第百十六条第八号において「終了促進措置」という。）に関する事項
  - 六 （同上）

推進に関する事項その他必要な事項  
3 総務大臣は、開設指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(開設計画の認定)

第二十七条の十三 特定基地局を開設しようとする者は、通信系(通信の相手方を同じくする同一の者によつて開設される特定基地局の総体をいう。次項第五号及び第四項第三号において同じ。)  
)又は放送系(放送法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第五号及び第七号並びに第四項第三号において同じ。)ごとに、特定基地局の開設に関する計画(以下「開設計画」という。)を作成し、これを総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 開設計画には、次に掲げる事項(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局以外の特定基地局に係る開設計画にあつては、第七号及び第八号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

一 特定基地局が前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項のいずれを確保するためのものであるかの別

二 特定基地局の開設を必要とする理由

三 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲又は特定基地局により行われる移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域

四 希望する周波数の範囲

五 当該通信系又は当該放送系に含まれる特定基地局の総数並び

3 (同上)

(開設計画の認定)

第二十七条の十三 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

にそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期	
六 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの	六 (同上)
七 当該放送系に含まれるすべての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法	七 (同上)
八 事業計画及び事業収支見積	八 (同上)
九 特定基地局開設者による終了促進措置を行う場合にあつては、その内容及びこれに要する費用の支弁方法	九 終了促進措置を行う場合にあつては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法
十 その他総務省令で定める事項	十 (同上)
3 第一項の認定の申請は、総務大臣が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。	3 (同上)
4 総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、周波数を指定して、同項の認定をするものとする。	4 (同上)
一 その開設計画が開設計針に照らし適切なるものであること。	一 (同上)
二 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。	二 (同上)
三 開設計画に係る通信系又は放送系に含まれる全ての特定基地局について、周波数の割当てが現に可能であり、又は早期に可能となることが確実であると認められること。	三 (同上)
5 総務大臣は、前項の規定にかかわらず、第一項の認定を受けようとする者が第五条第三項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第一項各号又は第三項各号）のいずれかに該当するときは、第一項の認定をしてはならない。	5 (同上)
6 第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年	6 (同上)

(前条第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年)を超えない範囲内において総務省令で定める。

7 総務大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間、第四項の規定により指定した周波数その他総務省令で定める事項を公示するものとする。

(認定の取消し等)

第二十七条の十五 総務大臣は、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定開設者が第五条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、開設計画の認定を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、開設計画の認定を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、認定計画に係る特定基地局を当該認定計画に従つて開設していないと認めるとき。

二 不正な手段により第二十七条の十三第一項若しくは前条第一項の認定を受け、又は同条第三項の規定による指定の変更を行つたとき。

三 認定開設者が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

3 総務大臣は、前項(第三号を除く。)の規定により認定の取消しをしたときは、当該認定開設者であつた者が受けている他の開設計画の第二十七条の十三第一項の認定、第二十七条の十七の五第一項の入札開設計画の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。

7 (同上)

(認定の取消し等)

第二十七条の十五 総務大臣は、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定開設者が第五条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

3 総務大臣は、前項(第三号を除く。)の規定により認定の取消しをしたときは、当該認定開設者であつた者が受けている他の開設計画の第二十七条の十三第一項の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。



4 総務大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書をその認定開設者に送付しなければならない。

(入札対象基地局の入札開設指針)

第二十七条の十七の二 総務大臣は、陸上に開設する移動しない無線局であつて、第二十七条の十二第一項第一号に掲げる事項を確保するために、同一の者により相当数開設されることが必要であり、かつ、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められるもののうち、無線局の免許の申請を行うことができる者を入札又は競り（以下「入札等」という。）により決定することが無線局に使用させることとする周波数の電波の経済的な価値の十全な發揮に資すると認められるもの（以下「入札対象基地局」という。）について、入札対象基地局の開設及び入札等の実施に関する指針（以下「入札開設指針」という。）を定めることができる。

2 入札開設指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 入札開設指針の対象とする入札対象基地局の範囲に関する事項

二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該入札対象基地局及び当該入札対象基地局を通信の相手方とする移動する無線局に使用させることとする周波数並びにその周波数の使用に関する事項（現にその周波数の全部又は一部を当該入札対象基地局及び当該入札対象基地局を通信の相手方とする移動する無線局以外の無線局が使用している場合であつて、その周波数について周波数割当計画において使用の

4 (同上)

期限が定められているときは、その周波数及びその期限の満了の日を含む。)

三 当該入札対象基地局の配置及び開設時期に関する事項

四 当該入札対象基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

五 第二号括弧書に規定する場合において、同号括弧書に規定する日以前に当該入札対象基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、当該周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を同日前に終了させるために当該入札対象基地局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置（「入札対象基地局開設者による終了促進措置」という。）に関する事項

六 第二十七条の十七の五第一項の認定の有効期間

七 第二十七条の十七の四第二項に規定する通知受領者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項

八 入札等に係る申出の価額が一定の額以上であることを落札又は競落の要件とする場合には、その一定の額（第二十七条の十七の四第二項及び第二十七条の十七の五第四項第二号において「最低落札価額」という。）

九 第二十七条の十七の五第一項の認定を受けた者が納めるべき金銭（以下「落札金」という。）の額並びにその納付の方法及び期限その他落札金に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、当該入札対象基地局の円滑な開設の推進に関する事項、入札等の実施に関する事項その他必要

な事項

3 | 総務大臣は、入札開設指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(入札開設計画の提出)

第二十七条の十七の三 入札対象基地局を開設しようとする者は、通信系（通信の相手方を同じくする同一の者によつて開設される入札対象基地局の総体をいう。次項第三号において同じ。）ごとに、入札対象基地局の開設に関する計画（以下「入札開設計画」という。）を作成し、その入札開設計画が適当である旨の認定を受けるための入札等に参加するため、これを総務大臣に提出することができる。

2 | 入札開設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 入札対象基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲
- 二 希望する周波数の範囲
- 三 当該通信系に含まれる入札対象基地局の総数並びに各入札対象基地局の無線設備の設置場所及び開設時期
- 四 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、入札対象基地局の無線設備に用いる予定のもの
- 五 その他総務省令で定める事項

3 | 入札開設計画の提出は、総務大臣が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

(入札開設計画の認定を受けるための入札等)

第二十七条の十七の四 総務大臣は、入札開設計画を提出した者のうち、次の各号のいずれにも該当すると認めるものに対しては入札等に参加することができる旨を、次の各号のいずれかに該当しないと認めるものに対しては入札等に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

一 その入札開設計画が入札開設指針に照らし適切なものであること。

二 その者が第五条第三項各号のいずれにも該当しないこと。

2 前項の規定により入札等に参加することができる旨の通知を受けた者(第二号及び次項において「通知受領者」という。)は、入札開設指針に定める最低落札価額の百分の十以上の額により当該入札開設指針に定める額の保証金を次の各号のいずれかに掲げる方法により提供しなければならない。ただし、最低落札価額が定められていない場合は、この限りでない。

一 現金(国税の納付に使用することができる小切手のうち金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)第三条に規定する金融機関をいう。次号において同じ。)の振出しに係るもの又はその支払保証のあるものを含む。同号、次条第三項及び第二十七条の十七の八第四項第二号において同じ。)で納付する方法

二 通知受領者と金融機関との間において、当該通知受領者に係る保証金に相当する現金を総務大臣の催告により当該金融機関が納付する旨の契約(総務省令で定める要件を満たすものに限る。)が締結されたことを証する書面を総務大臣に提出する方

法

- 3 総務大臣は、前項の規定により保証金を提供した者（同項ただし書に規定する場合にあつては、通知受領者）を参加者として、同項の入札開設指針の定めるところにより、入札等を実施するものとする。
- 4 総務大臣は、前項の規定により実施した入札等において最も高い価額を申し出た参加者を落札者又は競落者として決定し、その者にその旨を通知するものとする。

（入札開設計画の認定）

- 第二十七条の十七の五 総務大臣は、前条第四項の規定により通知した落札者又は競落者が提出した入札開設計画について、周波数を指定して、当該入札開設計画が適当である旨の認定をするものとする。
- 2 前項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して二十年を超えないものとする。
  - 3 第一項の認定を受けた者は、入札開設指針に定める納付の期限までに落札金を現金をもつて国に納めなければならない。この場合において、その者の提供した保証金が前条第二項第一号に掲げる方法によるものである場合には、当該保証金を落札金に充てることができる。
  - 4 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、当該各号に定める保証金をその提供した者に返還しなければならない。
    - 一 第一項の認定をした場合 当該認定を受けた者以外の参加者の提供した保証金

二 入札等に係る申出の価額の全部が最低落札価額に達しないことその他の理由により第一項の認定をすることができなかつた場合 参加者の提供した保証金

三 第一項の認定を受けた者が前項の規定により落札金を納めた場合 その者が提供した保証金で同項後段の規定により落札金に充てたもの以外のもの

5| 総務大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間、同項の規定により指定した周波数、落札金額その他総務省令で定める事項を公示するものとする。

#### (落札金の使途)

第二十七条の十七の六 政府は、毎会計年度、第二十七条の十七の四第三項の入札等（以下「周波数入札」という。）について、次に掲げる費用が見込まれる場合には、周波数入札ごとに、落札金の収入額の予算額に相当する金額を、予算で定めるところにより、当該費用の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該会計年度の当該費用の予算額を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない。

一 周波数入札の対象である周波数の電波（入札対象基地局を通信の相手方とする移動する無線局が使用する周波数の電波を含む。）を現に使用している無線局の免許人等（第七十一条の二第二項に規定する特定周波数終了対策業務に係る同項に規定する旧割当期限を定めた周波数の電波を現に使用している無線局の免許人等を除く。）に対して、第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき国が損失の補償を行う場合にお

いて、当該補償に要する費用

二 周波数入札の企画及び実施並びにこれらに附帯する事務に要する費用

- 2| 政府は、毎会計年度、周波数入札ごとに、前項各号に掲げる費用に照らして必要があると認められるときは、当該会計年度の周波数入札に係る落札金の収入額の予算額のほか、当該会計年度の前年度以前の各年度の周波数入札に係る落札金の収入額の決算額（当該会計年度の前年度については、予算額）に相当する金額を合算した額から当該会計年度の前年度以前の各年度の同項各号に掲げる費用の決算額（当該会計年度の前年度については、予算額）を合算した額を控除した額に相当する金額の全部又は一部を、予算で定めるところにより、当該会計年度の同項各号に掲げる費用の財源に充てるものとする。

（入札開設計画の変更等）

第二十七条の十七の七 第二十七条の十七の五第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る入札開設計画（第二十七条の十七の三第二項第二号に掲げる事項を除く。）を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 2| 総務大臣は、前項の変更の認定の申請があつた場合において、その申請に係る変更後の入札開設計画が入札開設指針に照らし適切なるものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- 3| 第二十七条の十四第三項及び第四項の規定は第二十七条の十七の五第一項の認定を受けた入札開設計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「入札認定計

画」という。)に係る入札対象基地局を開設する者(以下「入札認定開設者」という。)について、第二十七条の十四第五項の規定は第一項の認定(第二十七条の十七の五第五項の総務省令で定める事項についての変更に係るものに限る。)をしたとき、この項において準用する第二十七条の十四第三項の規定により周波数の指定を変更したとき、又はこの項において準用する同条第四項の規定により認定の有効期間を延長したときについて、それぞれ準用する。

(入札開設計画の認定の取消し等)

第二十七条の十七の八 総務大臣は、入札認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札開設計画の認定を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がないのに、入札認定計画に係る入札開設指針に定める納付の期限までに落札金を納めないとき。
- 二 正当な理由がないのに、入札認定計画に係る入札対象基地局を当該入札認定計画に従つて開設していないと認めるとき。
- 三 不正な手段により第二十七条の十七の五第二項若しくは前条第一項の認定を受け、又は同条第三項において準用する第二十七条の十四第三項の規定による指定の変更を行わせたとき。
- 四 入札認定開設者が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

2 総務大臣は、前項(第四号を除く。)の規定により認定の取消しをしたときは、当該入札認定開設者であつた者が受けている他の入札開設計画の第二十七条の十七の五第一項の認定若しくは第



第二十七条の十三第一項の開設計画の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。

3 総務大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書をその入札認定開設者に送付しなければならない。

4 入札認定開設者が第一項第一号に該当することによつて認定を取り消された場合における当該入札認定開設者が提供した保証金の取扱いについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第二十七条の十七の四第二項第一号に掲げる方法により保証金を提供した場合 当該保証金は国庫に帰属するものとする。

二 第二十七条の十七の四第二項第二号に掲げる方法により保証金を提供した場合 総務大臣が同号の金融機関に当該保証金に相当する現金を納付させるものとし、当該現金は国庫に帰属するものとする。

5 第二十七条の十七の五第三項の規定により納められた落札金は、第一項若しくは第二項、第二十七条の十五第三項又は第七十六条第七項の規定により入札開設計画の認定が取り消された場合においても、返還しない。

(合併等に関する規定の準用)

第二十七条の十七の九 第二十条第一項から第三項まで及び第九項の規定は、入札認定開設者について準用する。この場合において、同項中「第一項及び前二項」とあるのは、「第二十七条の十七の九第一項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

2 総務大臣は、前項において準用する第二十条第二項又は第三項

の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る入札認定計画が入札開設指針に照らし適切なるものであると認めるときは、前項において準用する同条第二項又は第三項の許可をするものとする。ただし、当該申請をした者が第五条第三項各号のいずれかに該当するときは、前項において準用する第二十条第二項又は第三項の許可をしてはならない。

(入札認定計画に係る入札対象基地局の免許申請期間の特例)

第二十七条の十七の十 入札認定開設者が入札認定計画に従つて開設する入札対象基地局の免許の申請については、第六条第七項の規定は、適用しない。

(登録の抹消)

第二十七条の二十七 総務大臣は、第二十七条の十五第三項、第二十七条の十七の八第二項、第七十六条第六項若しくは第七項若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消したとき、第二十七条の十八第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は前条第二項の規定により第二十七条の十八第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

(登録状の返納)

第二十七条の二十八 第二十七条の十五第三項、第二十七条の十七の八第二項、第七十六条第六項若しくは第七項若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消されたとき、第二十七条の十八第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は第二十七条

(登録の抹消)

第二十七条の二十七 総務大臣は、第二十七条の十五第三項、第七十六条第六項若しくは第七項若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消したとき、第二十七条の十八第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は前条第二項の規定により第二十七条の十八第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

(登録状の返納)

第二十七条の二十八 第二十七条の十五第三項、第七十六条第六項若しくは第七項若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消されたとき、第二十七条の十八第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は第二十七条の二十六第二項の規定により第

の二十六第二項の規定により第二十七条の十八第一項の登録がその効力を失ったときは、登録人であつた者は、一箇月以内にその登録状を返納しなければならない。

#### 第七十六条 (略)

#### 2～6 (略)

7 総務大臣は、第四項(第四号を除く。)若しくは第五項(第五号を除く。)の規定により免許の取消しをしたとき又は前項(第三号を除く。)の規定により登録の取消しをしたときは、当該免許人等であつた者が受けている他の無線局の免許等又は第二十七条の十三第一項の開設計画の認定若しくは第二十七条の十七の五第一項の入札開設計画の認定を取り消すことができる。

#### (必要的諮問事項)

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 第四条第一号、第二号及び第三号(免許等を要しない無線局)、第四条の二(呼出符号又は呼出名称の指定)、第六条第七項(無線局の免許申請期間)、第七条第一項第四号(基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準)、同条第二項第六号ハ(基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準)、同項第七号(基幹放送局の開設の根本的基準)、第八条第一項第三号(識別信号)、第九条第一項ただし書(許可を要しない工事設計変更)、同条第五項及び第十七条第二項(基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更)、第十三

第二十七条の十八第一項の登録がその効力を失ったときは、登録人であつた者は、一箇月以内にその登録状を返納しなければならない。

#### 第七十六条 (同上)

#### 2～6 (同上)

7 総務大臣は、第四項(第四号を除く。)及び第五項(第五号を除く。)の規定により免許の取消しをしたとき並びに前項(第三号を除く。)の規定により登録の取消しをしたときは、当該免許人等であつた者が受けている他の無線局の免許等又は第二十七条の十三第一項の開設計画の認定を取り消すことができる。

#### (必要的諮問事項)

第九十九条の十一 (同上)

一 (同上)

条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許  
手続）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査等）、  
第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定  
無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免  
許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等  
の届出）、第二十七条の十三第六項（開設計画の認定の有効期  
間）、第二十七条の十八第一項（登録）、第二十七条の二十一  
（登録の有効期間）、第二十七条の二十三第一項（変更登録を  
要しない軽微な変更）、第二十七条の三十第一項（包括登録人  
に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十  
一（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十五第一項（電気  
通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条  
（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）  
、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項に  
おいて準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周  
波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付  
け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五  
条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空  
機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十  
八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基  
準）、第三十八条の二の二第一項（特定無線設備）、第三十八  
条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項、  
第二項、第三項、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三  
十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）  
、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号（無線従事者の

養成課程に関する認定の基準等)、第四十七条(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十一条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七条第二項(緊急通信)、第七十条の四(聴守義務)、第七十条の五(航空機局の通信連絡)、第七十条の八第一項(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)(給付金の支給基準)、第七十三条第一項(検査)、同条第三項(人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。)(国の定期検査を必要とする無線局)、第七十八条(電波の発射を防止するための措置)、第百条第一項第二号(高周波利用設備)、第百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の指定)、第百二条の十四第一項(指定無線設備の販売における告知等)、第百二条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)、第百二条の十八第一項(測定器等)、同条第九項(較正の業務の実施)並びに第百三条の二第九項(電波利用料の徴収等)の規定による総務省令の制定又は改廃

一 第七条第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画(同条第二項第四号に係る部分を除く。)の作成又は変更、第二十

一 第七条第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画(同条第二項第四号に係る部分を除く。)の作成又は変更、第二十

六条の二第三項の規定による電波の有効利用の程度の評価、第二十七条の十二第一項の開設指針又は第二十七条の十七の二第一項の入札開設指針の制定又は変更及び第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更

三 第二十七条の十五第二項若しくは第三項の規定による開設計画の認定の取消し、同項の規定による入札開設計画の認定若しくは無線局の免許等の取消し、第二十七条の十七の八第一項若しくは第二項の規定による入札開設計画の認定の取消し、同項の規定による開設計画の認定若しくは無線局の免許等の取消し、第三十九条の十一第二項（第四十七条の五、第七十一条の三第十一項、第百二条の十七第五項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定講習機関、指定試験機関、指定周波数変更対策機関、センター若しくは指定較正機関の指定の取消し若しくは第四十七条の二第三項（第七十一条の三第十一項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機関若しくは指定周波数変更対策機関の役員、指定試験機関の試験員若しくは指定較正機関の較正員の解任の命令又は第七十六条第四項、第五項若しくは第七項の規定による無線局の免許の取消し、同項の規定による開設計画若しくは入札開設計画の認定の取消し、同条第六項若しくは第七項の規定による第二十七条の十八第一項の登録の取消し、第七十六条の二の規定による指定無線局数の削減及び周波数の指定の変更、第七十六条の二の二の規定による登録に係る無線局の開設の禁止若しくは登録局の運用の制限、第七十六条の三第一項の規定による無線局の周波数の指定の

六条の二第三項の規定による電波の有効利用の程度の評価、第二十七条の十二第一項の開設指針の制定又は変更及び第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更

三 第二十七条の十五第二項若しくは第三項の規定による開設計画の認定の取消し、同項の規定による無線局の免許等の取消し若しくは第三十九条の十一第二項（第四十七条の五、第七十一条の三第十一項、第百二条の十七第五項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定講習機関、指定試験機関、指定周波数変更対策機関、センター若しくは指定較正機関の指定の取消し、第四十七条の二第三項（第七十一条の三第十一項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機関若しくは指定周波数変更対策機関の役員、指定試験機関の試験員若しくは指定較正機関の較正員の解任の命令又は第七十六条第四項、第五項若しくは第七項の規定による無線局の免許の取消し、同項の規定による開設計画の認定の取消し、同条第六項若しくは第七項の規定による第二十七条の十八第一項の登録の取消し、第七十六条の二の規定による指定無線局数の削減及び周波数の指定の変更、第七十六条の二の二の規定による登録に係る無線局の開設の禁止若しくは登録局の運用の制限、第七十六条の三第一項の規定による無線局の周波数の指定の変更、登録局の周波数の変更の命令若しくは無線局の免許等の取消し若しくは第七十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による無線従事者の免許若しくは船舶局無線従事者証明の取

変更、登録局の周波数の変更の命令若しくは無線局の免許等の取消し若しくは第七十九条第二項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による無線従事者の免許若しくは船舶局無線従事者証明の取消し

四 第四条の規定による免許（地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。）、第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは第十七条第一項の規定による無線局の目的、放送事項若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可、第二十七条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の八第一項の規定による特定無線局の目的の変更の許可、第二十七条の十三第一項の規定による開設計画の認定、第二十七条の十七の五第一項の規定による入札開設計画の認定、第三十九条の二第一項の規定による指定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の指定、第百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第百二条の十七第一項の規定によるセンターの指定又は第百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定

五 第三十八条の二第二項の規定による通知（第百条第五項において準用する場合を含む。）

2 前項各号（第三号を除く。）に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監

消し

四 第四条の規定による免許（地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。）、第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは第十七条第一項の規定による無線局の目的、放送事項若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可、第二十七条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の八第一項の規定による特定無線局の目的の変更の許可、第二十七条の十三第一項の規定による開設計画の認定、第三十九条の二第一項の規定による指定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の指定、第百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第百二条の十七第一項の規定によるセンターの指定又は第百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定

五 （同上）

2 （同上）

理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

(手数料の徴収)

第百三条 次の各号に掲げる者は、政令の定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定講習機関が行う講習を受ける者にあつては当該指定講習機関、指定試験機関がその実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては当該指定試験機関、機構が行う較正を受ける者にあつては機構）に納めなければならない。

- 一 第六条の規定による免許を申請する者
- 二 第十条の規定による検査を受ける者
- 三 第十八条の規定による検査を受ける者（第七十一条第二項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更を受けたため第十七条第一項の許可を受けた者を除く。）
- 四 第二十四条の二の二第一項の規定による登録の更新を申請する者
- 五 第二十五条第二項の規定による情報の提供を受ける者
- 六 第二十七条の三の規定による免許を申請する者
- 七 第二十七条の十三第一項の規定による認定を申請する者
- 八 第二十七条の十七の三第一項の規定により入札開設計画を提出する者
- 九 第二十七条の十八第一項の規定による登録を申請する者
- 十 第二十七条の二十九第一項の規定による登録を申請する者
- 十一 第三十七条の規定による検定を受ける者
- 十二 第三十八条の四第一項の規定による登録の更新を申請する

(手数料の徴収)

第百三条 (同上)

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)
- 七 (同上)
- 八 (同上)
- 九 (同上)
- 十 (同上)
- 十一 (同上)



者

十三 第三十八条の十八第一項の規定による技術基準適合証明を  
求める者

十四 第三十八条の二十四第三項において準用する第三十八条の  
十八第一項の規定による工事設計認証を求める者

十五 第三十九条第七項の規定による講習を受ける者

十六 第四十一条の規定による無線従事者国家試験を受ける者

十七 第四十一条の規定による免許を申請する者

十八 第四十八条の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明  
を申請する者

十九 第四十八条の二第二項第一号の総務大臣が行う訓練を受け  
る者

二十 第四十八条の三第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者

二十一 免許状、登録状、登録証、免許証又は船舶局無線従事者  
証明書の再交付を申請する者

二十二 第七十三条第一項の規定による検査を受ける者

二十三 前条第一項の規定による較正（指定較正機関が行うもの  
を除く。）を受ける者

2 前項の規定により指定講習機関、指定試験機関又は機構に納め  
られた手数料は、当該指定講習機関、当該指定試験機関又は機構  
の収入とする。

（電波利用料の徴収等）

第百三条の二 （略）

2 （略）

十三 （同上）

十四 （同上）

十四 （同上）

十五 （同上）

十六 （同上）

十七 （同上）

十七 （同上）

十八 （同上）

十九 （同上）

二十 （同上）

二十一 （同上）

二十二 第百二条の十八第一項の規定による較正（指定較正機関  
が行うものを除く。）を受ける者

2 （同上）

（電波利用料の徴収等）

第百三条の二 （同上）

2 （同上）

3 認定計画等（認定計画又は入札認定計画をいう。以下この項及び第九項において同じ。）に係る指定された周波数の電波が広域専用電波である場合において、当該認定計画等に係る認定開設者等（認定開設者又は入札認定開設者をいう。以下この項において同じ。）がその認定を受けた日から起算して六月を経過する日（認定計画等に係る指定された周波数の電波が当該認定計画等に係る認定開設者等がその認定を受けた日後に広域専用電波となった場合にあつては、その認定を受けた日から起算して六月を経過する日又は当該指定された周波数の電波が広域専用電波となった日のいずれか遅い日。以下この項において「六月経過日」という。）までに当該認定計画等に係るいずれの特定基地局等（特定基地局又は入札対象基地局をいう。以下この項及び第九項において同じ。）の免許も受けなかつたときは、当該認定開設者等を当該六月経過日に当該広域専用電波を最初に使用する特定基地局等の免許を受けた免許人とみなして、前項の規定を適用する。

#### 4～8 （略）

9 前項の規定にかかわらず、免許人が特定公示局の免許人であつて認定計画等に従つて特定基地局等を最初に開設する場合における当該最初に開設する特定基地局等（当該特定基地局等が包括免許に係るものである場合にあつては、当該包括免許に係る他の特定基地局等を含む。以下この項において同じ。）に係る第一項又は第五項の規定の適用については、当該特定公示局に係る満了日の翌日から起算して五年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、第一項中「金額」とあるのは「金額」に、当該免許人等に係る」と、同項及び第五項中「を国に」とあ

3 認定計画に係る指定された周波数の電波が広域専用電波である場合において、当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日から起算して六月を経過する日（認定計画に係る指定された周波数の電波が当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日後に広域専用電波となった場合にあつては、その認定を受けた日から起算して六月を経過する日又は当該指定された周波数の電波が広域専用電波となった日のいずれか遅い日。以下この項において「六月経過日」という。）までに当該認定計画に係るいずれの特定基地局の免許も受けなかつたときは、当該認定開設者を当該六月経過日に当該広域専用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなして、前項の規定を適用する。

#### 4～8 （同上）

9 前項の規定にかかわらず、免許人が特定公示局の免許人であつて認定計画に従つて特定基地局を最初に開設する場合における当該最初に開設する特定基地局（当該特定基地局が包括免許に係るものである場合にあつては、当該包括免許に係る他の特定基地局を含む。以下この項において同じ。）に係る第一項又は第五項の規定の適用については、当該特定公示局に係る満了日の翌日から起算して五年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、第一項中「金額」とあるのは「金額」に、当該免許人等に係る」と、同項及び第五項中「を国に」とあるのは「特

るのは「特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。）の二分の一に相当する額を勘案して当該特定基地局等に使用させることとする周波数及びその使用区域に応じて政令で定める金額と、当該政令で定める金額未満で当該認定計画等に係る認定の有効期間、特定基地局等の総数その他の当該認定計画等が特定基地局等の円滑な開設に寄与する程度を勘案して総務省令で定めるところにより算定した金額とを合算した金額を加算した金額を国に」と、同項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、当該包括免許人等に係る」とする。この場合において、当該認定計画等に従って開設される当該最初に開設する特定基地局等以外の特定基地局等及び当該認定計画等に従って開設される特定基地局等の通信の相手方である移動する無線局については、前項の規定は適用しない。

10 ～ 42 （略）

第九十九条の四 偽計又は威力を用いて、周波数入札の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 周波数入札につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目

定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）に要すると見込まれる費用

（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。）の二分の一に相当する額を勘案して当該特定基地局等に使用させることとする周波数及びその使用区域に応じて政令で定める金額と、当該政令で定める金額未満で当該認定計画に係る認定の有効期間、特定基地局の総数その他の当該認定計画が特定基地局の円滑な開設に寄与する程度を勘案して総務省令で定めるところにより算定した金額とを合算した金額を加算した金額を国に」と、同項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、当該包括免許人等に係る」とする。この場合において、当該認定計画に従って開設される当該最初に開設する特定基地局以外の特定基地局及び当該認定計画に従って開設される特定基地局の通信の相手方である移動する無線局については、前項の規定は適用しない。

10 ～ 42 （同上）

的で、談合した者も、前項と同様とする。

第百九条の五 国の職員が、第二十七条の十七の五第一項の認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る周波数入札に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該周波数入札の公正を害すべき行為を行つたときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第百十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百九条の四 二億円以下の罰金刑

二 第百十条（第十一号及び第十二号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

三 第百十条（第十一号及び第十二号に係る部分を除く。）、第百十条の二又は第百十一条から第百十三条まで 各本条の罰金刑

第百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する

一 第二十条第九項（同条第十項、第二十七条の十六及び第二十七条の十七の九第一項において準用する場合を含む。）の規定

第百十四条 （同上）

一 第百十条（第十一号及び第十二号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第百十条（第十一号及び第十二号に係る部分を除く。）、第百十条の二又は第百十一条から第百十三条まで 各本条の罰金刑

第百十六条 （同上）

一 第二十条第九項（同条第十項及び第二十七条の十六において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしない者

に違反して、届出をしない者	
二 第二十二條（第百條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出をしない者	二 (同上)
三 第二十四條（第百條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、免許状を返納しない者	三 (同上)
四 第二十四條の五第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	四 (同上)
五 第二十四條の六第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	五 (同上)
六 第二十四條の九第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	六 (同上)
七 第二十四條の十二の規定に違反して、登録証を返納しない者	七 (同上)
八 第二十五條第三項の規定に違反して、情報を同條第二項の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者	八 (同上)
九 第二十七條の六第三項（特定無線局の廃止の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をしない者	九 (同上)
十 第二十七條の十第一項の規定に違反して、届出をしない者	十 (同上)
十一 第二十七條の二十三第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	十一 (同上)
十二 第二十七條の二十四第二項（第二十七條の三十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしない者	十二 (同上)
十三 第二十七條の二十六第一項の規定に違反して、届出をしない者	十三 (同上)

十四 第二十七条の二十八（第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して、登録状を返納しない者	十四（同上）
十五 第二十七条の三十第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	十五（同上）
十六 第三十八条の五第二項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	十六（同上）
十七 第三十八条の六第三項（第三十八条の二十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	十七（同上）
十八 第三十八条の十一第一項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八条の十一第二項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者	十八（同上）
十九 第三十八条の三十三第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	十九（同上）
二十 第七十条の七第二項（第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	二十（同上）
二十一 第百条第四項の規定に違反して、届出をしない者	二十一（同上）
二十二 第百二条の三第五項の規定に違反して、届出をしない者	二十二（同上）
二十三 第百三条の二第五項、第六項、第十項、第十一項又は第	二十三（同上）

十八項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

改正案	現行
<p>(認定)</p> <p>第百五十九条 (略)</p> <p>2 総務大臣は、前項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。</p> <p>一 当該認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される会社（以下この条において「申請対象会社」という。）が株式会社であること。</p> <p>二 申請対象会社が、基幹放送事業者でないこと。</p> <p>三 申請対象会社の子会社（子会社となる会社を含む。以下この条において同じ。）である基幹放送事業者（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該申請対象会社の総資産の額（総務省令で定める方法による資産の合計金額をいう。）に対する割合が、常時、百分の五十を超えることが確実であると見込まれること。</p> <p>四 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。</p> <p>五 申請対象会社が、次のイからヌまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ (リ)若しくは(ロ)に掲げる者が業務を執行する役員である株式会社又は(リ)から(ロ)までに掲げる者がその議決権の五分の一以上を占める株式会社</p>	<p>(認定)</p> <p>第百五十九条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p> <p>四 (同上)</p> <p>五 (同上)</p> <p>イ (同上)</p>



- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 外国政府又はその代表者
- (3) 外国の法人又は団体
- ロ (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占める株式会社（イに該当する場合を除く。）
  - (1) イ(1)から(3)までに掲げる者
  - (2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
- ハ この法律又は電波法に規定する罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない株式会社
- ニ 第二百三条第一項又は第二百四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- ホ 第二百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- ヘ 第二百六十六条第一項（第二号を除く。）又は第二項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- ト 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）若しくは第五項（第五号を除く。）の規定により免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

- (1) (同上)
- (2) (同上)
- (3) (同上)
- ロ (同上)
- (1) (同上)
- (2) (同上)
- ハ (同上)
- ニ (同上)
- ホ (同上)
- ヘ (同上)
- ト (同上)

<p>チ 電波法第二十七条の十五第一項若しくは第二項（第三号を除く。）又は第二十七条の十七の八第一項（第四号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者</p>	<p>チ 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者</p>
<p>リ 電波法第七十六条第六項（第三号を除く。）の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者</p>	<p>リ (同上)</p>
<p>ヌ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある株式会社</p> <p>(1) ハに規定する法律に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>(2) ニからリまでのいずれかに該当する者</p>	<p>ヌ (同上)</p> <p>(1) (同上)</p> <p>(2) (同上)</p>
<p>3 第一項の認定を申請する者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 認定を申請する者（認定を申請する者が申請対象会社である場合を除く。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 申請対象会社の名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>三 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>四 その他総務省令で定める事項</p>	<p>3 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p> <p>四 (同上)</p>
<p>4 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。</p>	<p>4 (同上)</p>

